

平成23年7月5日

観光振興課

電話：0742-34-5135（直通）  
2920（内線）

## 東日本大震災緊急対策としての奈良市旅館業利子補給制度の創設について

奈良市では、東日本大震災の緊急対策として、このたび奈良市旅館業利子補給制度を創設します。

### 1 目的

東日本大震災の影響により奈良市を訪れる修学旅行や一般旅行者が急減し、宿泊のキャンセルが相次いでいます。このため、資金繰りが困難となることで運転資金を借り入れる旅館事業者およびホテル事業者を対象とした緊急の利子補給制度を創設し、その経営の安定を図ろうとするものです。

### 2 創設日

平成23年7月1日付けで交付要綱を制定、即日施行しました。ただし、その適用は平成23年4月1日以降に融資を受けた利子補給対象資金にかかる支払利子にさかのぼりません。

### 3 制度の概要

#### (1) 対象者

市内において旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業、または同条第3項に規定する旅館営業を営み、東日本大震災により宿泊者が減少したことで資金繰りが困難となったために金融機関から運転資金を借り入れた事業者。ただし、市税を完納していること

#### (2) 利子補給対象

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に借り入れた資金のうち、5,000万円以下の部分

#### (3) 利子補給額および期間

支払利子のうち利率2%に相当する額を5年を限度に交付。ただし、利率が2%に満たないものについては当該利率による支払利子相当額を上限とする

(4) 制度を利用できない場合

資金を借り換えた場合、および市、県その他の団体から他の利子補給金交付制度の適用をすでに受けている場合

4 手続きの流れ

